

○目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例

平成27年3月10日

目黒区条例第13号

改正 平成28年3月9日条例第14号

平成28年7月1日条例第24号

平成29年6月30日条例第24号

平成30年6月29日条例第31号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで若しくは附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する目黒区が定める額又は法附則第6条第4項に規定する額（以下「利用者負担額」という。）及び目黒区が実施する保育事業に係る保育料（以下「利用者負担額等」という。）の額に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育標準時間 保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とするものをいう。

(2) 保育短時間 保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とするものをいう。

(3) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（別に定める法令の規定を適用しないで計算し

た額とする。)をいう。

(4) ひとり親等世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもを扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる者が属する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受け、又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる障害児

(オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている者

ウ ア及びイに掲げる世帯のほか、区長が特に困窮していると認めた世帯

(5) 区立幼稚園 目黒区立幼稚園条例（昭和42年11月目黒区条例第34号）に基づき設置した幼稚園をいう。

(6) 区立こども園 目黒区立こども園条例（平成24年9月目黒区条例第41号）に基づき設置したこども園をいう。

（一部改正〔平成28年条例24号〕）

（利用者負担額）

第3条 利用者負担額のうち特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものは、次の各号に掲げる保育の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 保育標準時間 別表第1の1に定める額
 - (2) 保育短時間 別表第1の2に定める額
- 2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに保育所、認定こども園、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。次条第2項第1号において同じ。）その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育、特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この項において「保育所等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であつて、当該支給認定子どもが最年長の保育所等在籍等子どもの次の年長の保育所等在籍等子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1の1又は2に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族である子どもが3人以上ある世帯に属する場合であつて、当該支給認定子どもが第3子以降の子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

- (2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる者に限る。）及びひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満であって、特定被監護者等が2人以上あるものに限る。次条第3項第2号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハまでに掲げる者に限る。） 無料

（一部改正〔平成28年条例24号・30年31号〕）

第4条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものを除く。）並びに特別利用保育及び特別利用地域型保育に係るものは、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに幼稚園、認定こども園、保育所その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この号及び次号において「幼稚園等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき（次号及び第3号に該当する場合を除く。）。

ア 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どものうち、最年長の幼稚園等在籍等子ども（以下この号及び次号において「最年長子ども」という。）

及び最年長子どもの次の年長の幼稚園等在籍等子ども（以下この号において「次年長子ども」という。）でないとき 無料

イ 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どものうち、次年長子どもであるとき 別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

- (2) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別

利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校（同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。）が1人ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どものうち、最年長子どもでないとき 無料

イ 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どものうち、最年長子どもであるとき 別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(3) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもが2人以上ある世帯に属する場合 無料

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあっては、57,700円未満）の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。） 別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあっては、無料）

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる者に限る。）及びひとり親等世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハマまでに掲げる者に限る。） 無料

(一部改正〔平成28年条例14号・24号・29年24号・30年31号〕)

第5条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものに限る。）は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用者負担額について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「額（B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあっては、無料）」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成28年条例24号・29年24号〕)

(利用者負担額の減免)

第6条 区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(区立保育所時間外保育料)

第7条 目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）第2条の2第2号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所時間外保育料」という。）の額は、別表第4に定めるとおりとする。

(区立保育所一時預かり保育料)

第8条 目黒区立保育所条例第2条の2第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所一時預かり保育料」という。）の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(区立こども園時間外保育料)

第9条 目黒区立こども園条例第3条第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園時間外保育料」という。）の額は、別表第6に定めるとおりとする。

(区立こども園一時預かり保育料)

第10条 目黒区立こども園条例第3条第4号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園一時預かり保育料」という。）の額は、別表第7に定めるとおりとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、利用者負担額等に関し必要な事項は、区長又は目黒区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

付 則 抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（目黒区保育所入所条例の廃止）

第2条 目黒区保育所入所条例（昭和62年3月目黒区条例第4号）は、廃止する。

（目黒区保育所入所条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の日前に行った保育の実施及び通常の保育時間を超えて行う保育に係る前条の規定による廃止前の目黒区保育所入所条例（次条において「旧保育所入所条例」という。）の規定による保育料及び延長保育料の徴収については、なお従前の例による。

（保育所の入所児に係る利用者負担額等の経過措置）

第4条 この条例の施行の際、現に保育所に入所している保育認定子どもに係る平成27年4月から同年8月までの月分の利用者負担額及び区立保育所時間外保育料（区立保育所延長保育料（月単位）に限る。）については、当該保育認定子どもの世帯が同年3月31日に属していた旧保育所入所条例別表第1の階層区分をこの条例別表第1の1又は2及び別表第4の階層区分とみなして、この条例の規定を適用する。

（区立こども園の在園児に係る利用者負担額の経過措置）

第5条 この条例の施行の際、現に区立こども園に在園している保育認定子どものうち、付則第9条の規定による改正前の目黒区立こども園条例第10条第2項第1号イ又は第2号イの規定により保育料が減額されているものの利用者負

担額は、この条例の規定に基づく利用者負担額が当該減額されている保育料の額を超える場合には、平成27年4月から平成28年3月までの月分に限り、当該減額されている保育料の額とする。

(目黒区立保育所条例の一部改正)

第6条 目黒区立保育所条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(目黒区立幼稚園条例の一部改正)

第7条 目黒区立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(目黒区立こども園条例の一部改正)

第9条 目黒区立こども園条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則 (平成28年3月9日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年7月1日条例第24号)

この条例は、平成28年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年6月30日条例第24号)

この条例は、平成29年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年6月29日条例第31号)

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例(以下「新条例」という。)別表第2及び別表第3の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新条例第3条第2項、別表第1及び別表第4の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額等について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額

等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（全部改正〔平成30年条例31号〕）

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非	0	0	0

	課税世帯				
C 1	A階層を除 き当該年 度分の区 市町村民 税のうち 均等割の みの世帯	ひとり親等世帯	1, 0 0 0	7 0 0	7 0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯	2, 0 0 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0
C 2	A階層を除 き当該年 度分の区 市町村民 税のうち	当該年度分の区 市町村民税のう ち所得割課税額 が30, 000 円未満の世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯 以外の世帯	1, 2 5 0 2, 1 0 0	1, 0 5 0 2, 1 0 0
		ひとり親等世帯 以外の世帯	2, 5 0 0	2, 1 0 0	2, 1 0 0
C 3	所得割課 税額が0 円以外の 世帯	当該年度分の区 市町村民税のう ち所得割課税額 が30, 000 円以上45, 0 00円未満の世 帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯 以外の世帯	1, 6 0 0 3, 2 0 0	1, 4 0 0 2, 8 0 0
		ひとり親等世帯 以外の世帯	1, 6 0 0 3, 2 0 0	1, 4 0 0 2, 8 0 0	1, 3 5 0 2, 7 0 0
D 1		当該年度分の区 市町村民税のう ち所得割課税額 が45, 000 円以上60, 0 00円未満の世 帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯 以外の世帯	3, 5 5 0 7, 1 0 0	3, 0 0 0 6, 0 0 0
		ひとり親等世帯 以外の世帯	3, 5 5 0 7, 1 0 0	3, 0 0 0 6, 0 0 0	3, 0 0 0 6, 0 0 0
D 2		当該年度分の区	ひとり親等世帯	4, 4 0	3, 8 5 3, 8 0

	市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	0	0	0
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,950	4,900	4,850
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,900	9,800	9,700
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,500	11,700	11,600
D5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,600	13,700	13,600

	帯			
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	23,100	15,400	15,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	25,900	17,300	17,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	28,300	18,800	18,700
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	31,000	20,500	20,300
D 1 0	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	33,400	22,500	21,000
D 1 1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	36,100	24,600	21,800
D 1 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	38,700	26,400	22,600

	帯			
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	41,400	28,200	23,400
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	43,900	29,200	24,200
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	46,400	30,100	24,800
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	48,000	30,800	25,300
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	50,000	31,200	25,600
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	55,200	31,600	25,900
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	62,100	32,000	26,400

	帯			
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	69,400	32,300	26,600
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	75,700	32,700	26,900
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	77,700	33,100	27,200
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	79,000	33,600	27,800
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	80,400	34,000	28,400
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	81,600	34,500	28,900

2 保育短時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児

A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯			円	円	円
				0	0	0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			0	0	0
C 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯		1, 0 0 0	7 0 0	7 0 0
		ひとり親等世帯以外の世帯		2, 0 0 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0
C 2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち	当該年度分の区ひとり親等世帯		1, 2 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
		当該年度分の区ひとり親等世帯以外の世帯		2, 5 0 0	2, 1 0 0	2, 1 0 0
C 3	所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区ひとり親等世帯		1, 6 0 0	1, 4 0 0	1, 3 5 0
		当該年度分の区ひとり親等世帯以外の世帯		3, 2 0 0	2, 8 0 0	2, 7 0 0
D 1	当該年度分の区	ひとり親等世帯		3, 5 0 0	2, 9 5 0	2, 9 5 0
		ひとり親等世帯以外の世帯		7, 0 0 0	5, 9 0 0	5, 9 0 0

	円以上60,000円未満の世帯				
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,350	3,800	3,750
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,700	7,600	7,500
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,900	4,850	4,800
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,800	9,700	9,600
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円		16,300	11,600	11,500

	以上125,000円未満の世帯			
D5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯	20,300	13,500	13,400
D6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	22,800	15,200	15,100
D7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	25,500	17,100	17,000
D8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	27,900	18,500	18,400
D9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	30,500	20,200	20,000
D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	32,900	22,200	20,700
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	35,500	24,200	21,500

	帯			
D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	38,100	26,000	22,300
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	40,700	27,800	23,100
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	43,200	28,800	23,800
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	45,700	29,600	24,400
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	47,200	30,300	24,900
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	49,200	30,700	25,200
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	54,300	31,100	25,500

	帯			
D 1 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	61,100	31,500	26,000
D 2 0	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	68,300	31,800	26,200
D 2 1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	74,500	32,200	26,500
D 2 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	76,400	32,600	26,800
D 2 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	77,700	33,100	27,400
D 2 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	79,100	33,500	28,000
D 2 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	80,300	34,000	28,500

- 注1 年齢の区分は、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 月の中途において特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2（第4条関係）

（一部改正〔平成28年条例24号・29年24号・30年31号〕）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。）及び支給認定保護者が養育里親等	ひとり親等世帯 0
		ひとり親等世帯以外の世帯 3,000

	である世帯			
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,000
			ひとり親等世帯	10,100
			以外の世帯	0
D		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上211,201円未満の世帯		20,500
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,201円以上の世帯		25,700

注

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 月の中途において特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要であると認めるときは、この限りでない。

別表第3（第5条関係）

（一部改正〔平成28年条例24号・29年24号・30年31号〕）

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額
階層区分	定義	

		(月額)	
A	被保護世帯等	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。）及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	0	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町ひとり親等世帯	1,450
		村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯 2,900
D		当該年度分の区市町ひとり親等世帯	2,250
		村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯 4,500
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。） 3,000
			ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯 9,000

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		円
A	被保護世帯等		0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。）及び支給認定保護者が養育里親等である世帯		0
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 2,050
			ひとり親等世帯以外 4,100
D		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 3,000
			ひとり親等世帯以外 6,300
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯 3,000
			ひとり親等世帯以外 10,100
F		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上の世帯	12,500

注

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

- 2 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 3 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 4 月の中途において区立幼稚園又は区立こども園の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第4（第7条関係）

（一部改正〔平成28年条例24号・30年31号〕）

1 区立保育所延長保育料（月単位）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳未満 児	3歳児	4歳以上 児
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	600	600	600
C2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	600	600	600
C3	区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上45,000円未満の世帯	600	600	600

D 1	円以外の 世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	900	900	900
D 2		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	900	900	900
D 3		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	900	900	900
D 4		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯	1,600	1,300	1,300
D 5		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯	2,000	1,300	1,300
D 6		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	2,200	1,400	1,300
D 7		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	2,600	1,800	1,700

D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	2,800	1,900	1,900
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	3,100	2,000	2,000
D 1 0	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	3,300	2,200	2,000
D 1 1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	3,600	2,400	2,100
D 1 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	3,800	2,600	2,200
D 1 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	4,100	2,800	2,300
D 1 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	4,300	2,900	2,400

D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	4,600	3,000	2,400
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	4,800	3,000	2,400
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	5,000	3,100	2,500
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	5,500	3,100	2,500
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	6,100	3,200	2,600
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	6,900	3,200	2,600
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	7,500	3,200	2,600

D 2 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	7,700	3,300	2,700
D 2 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	7,800	3,300	2,700
D 2 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	8,000	3,400	2,800
D 2 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	8,100	3,500	2,800

注

- 1 年齢の区分は、時間外保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。
 - 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
 - 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
 - 4 4月から8月までの月分の区立保育所延長保育料（月単位）に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
 - 5 月の中途において時間外保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育所延長保育料（月単位）は、これを1月として計算する。
- 2 区立保育所延長保育料（日単位）

区立保育所延長保育料（日単位）	1回当たり600円
-----------------	-----------

3 区立保育所年末保育料

区立保育所年末保育料	1日当たり3,000円
------------	-------------

別表第5（第8条関係）

区立保育所一時預かり保育料	1日当たり1,200円
---------------	-------------

別表第6（第9条関係）

区立こども園時間外保育料	1時間当たり400円を超えない範囲内で委員会 が定める額
--------------	---------------------------------

別表第7（第10条関係）

区立こども園一時預かり保育料	1時間当たり400円を超えない範囲内で委 員会が定める額
----------------	---------------------------------